

## 医療費通知の今後の取扱いについて

資料 4

### 1 これまでの経緯について

年 度	事 項
H20 年度	<p>平成 20 年 9 月、10 月、平成 21 年 1 月開催の運営協議会において、医療費通知業務の効果が見えにくいため、送付回数を減らし、その他の事業を行うべきではないかという意見が呈せられた。</p>
H21 年度	<p>先述の意見について、広域連合事務局内で検討した結果、平成 21 年度より送付回数を 3 回から 2 回へ変更した。</p> <p>なお、平成 22 年 2 月開催の運営協議会において、希望者のみに発行する方式に改め、今後の国の動きや被保険者等の反応など再検討を要する事案が発生した場合はその都度協議することを報告した。</p>
H22 年度	<p>医療費通知送付対象者を全受診者から希望者のみに変更した。送付数は約 3 万通、所要額は約 190 万円であり、前年度と比較すると、送付数は約 133 万通、所要額は約 6,480 万円減少した。</p> <p>対象者の変更に伴い、新たに 2 名の保健師を雇用するほか、健康管理についての冊子を作成し、市町村や医療機関窓口等で配布するなど、被保険者の健康増進に資する新たな事業を行った。</p> <p>国からの技術的助言において、医療費適正化対策として、医療費通知を年 3 回送付するための費用を市町村に交付税措置しており、早急に全受診者へ通知することを求められたことから、運営協議会や市町村の意見を参考にしながら検討すると国に報告した。</p>
H23 年度	<p>国から同様の技術的助言を受ける。運営協議会においては、全員に送ったほうが良いという意見から現状どおりのままでよいといった意見まで幅広く意見が出たが、結果として現状を変更するまでの結論には至らなかった。</p> <p>希望者を増やす取り組みが重要だとの意見を踏まえて、リーフレットの表記をわかりやすくするなど希望者の増加に向けた取り組みを検討するとともに、他の広域連合の状況を踏まえて通知方法を引き続き検討していくこととした。</p>
H24 年度	<p>国から同様の技術的助言を受けるも、平成 23 年度と同様の理由から回数、対象者ともに変更せず。</p>
H25 年度	<p>平成 26 年度は、所要の郵送経費に係る交付税措置額として、以前までの年 3 回分から年 6 回分へと倍増し、市町村へ交付されるため、今後早急に全受診者への通知に改めることについて、再検討を行うよう技術的助言があり、全受診者への通知について、有識者や市町村の意見を踏まえ検討すると国に報告した。</p>

## 2 他都府県広域連合の状況（H26.5月実施のアンケートより）

以下のとおり、大半の広域連合において全受診者に対し送付している。そして、送付回数についても国から通知されている3回以上を満たしている広域連合が半数以上である。

### （1）送付対象者について

送付対象者	全受診者	希望者	高額療養費支給対象者	その他
都道府県数	39	2	4	2

希望者：北海道、島根県

高額療養費対象者：高額療養費支給決定通知に併記している。

秋田県、新潟県、長野県、京都府

その他：沖縄県 自己負担額 1,000 円以上の被保険者に送付。

宮崎県 市町村を3グループに分け各グループに年1回ずつ送付する。

### （2）送付回数について

送付回数	1回	2回	3回	4回	12回
都道府県数	4	8	29	3	3

3回以上送付している広域連合数：35（75%）

3回未満 // :12（25%）

### （3）効果について

- 1 医療機関等からの請求内容の確認（39 広域）
- 2 医療費適正化（コスト意識を高める）、保険料上昇抑止（25 広域）
- 3 健康や医療に対する理解を深めていただくため（24 広域）

### 3 今後の取扱いについて

#### (1) 方向性(案)

平成28年度より全受診者に対し、年2回送付する。

#### (2) 理由

##### ア 国の技術的助言

国では高齢化が進行する中、制度を安定的に運営するため、医療費適正化が重要な課題であるとしており、後発医薬品の利用促進や健康診査等と併せて、医療費通知の充実強化を挙げている。

こうした背景から国は全受診者に対して通知を送付することを方針としており、北海道厚生局から技術的助言を受けているところであるが、平成26年3月には、当広域連合は、早急に全受診者への通知へと改めるよう再検討することを強く求められた。

##### イ 市町村に対する財政措置の増額

平成26年度より医療費通知送付に係る所要の郵送経費については、地方財政措置として年3回分から6回分へと倍増して市町村に交付されている。

##### ウ 保健事業計画の策定

広域連合では今年度中に保健事業実施計画を策定する予定である。

国が示す保健事業の実施等に関する指針においては、被保険者に自らの日常生活を振り返り、生活習慣等の課題を認識させる取組を行うこととされている。

こうしたことから、医療費通知をきっかけとし、被保険者の健康管理意識を高めることで、当該計画の事業の柱である健康診査や健康相談等へと促すことが期待される。

##### エ 医療費適正化

医療費通知の送付により、被保険者に、一定期間にどの程度医療費がかかっているかを通知し、それをきっかけとして健康に関する認識を深めていただくとともに、後発医薬品の利用促進や健康診査の受診促進などの取組を併せて通知することで、医療費の適正化については、被保険者の負担を軽減することにつながるものとする。

なお、平成24年3月には、柔整療養費の適正な制度運営のため、被保険者に対する医療費通知の実施を徹底するよう国から通知が出されている。

##### オ 市町村国民健康保険からの移行後の継続的な働きかけ

道内の全ての市町村が運営する国民健康保険では全受診者に対して医療費通知を送付している。高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、後期高齢者医療制度に移行してきた後も健康に関する認識を深める働きかけを継続的に行うことが必要である。

#### カ 広報媒体としての積極的な活用

リーフレットやインターネット等の媒体に加え、インフルエンザ予防や健康診査のお知らせなど被保険者の健康の保持・増進に役立つ情報を被保険者に直接届けることのできるダイレクトメールとして積極的に活用することが重要である。

#### 4 送付対象者変更に伴う所要額

##### (1) 希望者のみ送付する場合（年2回）

通 数：約3万通

郵送料+委託料：約210万円（うち、郵送料は約150万円）

##### (2) 全受診者に送付する場合（年2回）

通 数：約154万通

郵送料+委託料：約9,440万円（うち、郵送料は約7,070万円）

※ 記載内容の変更や医療費通知の様式を変更する場合は別途費用がかかる可能性がある。

※ 平成25年度、平成26年度の実績をもとに費用を試算した。